

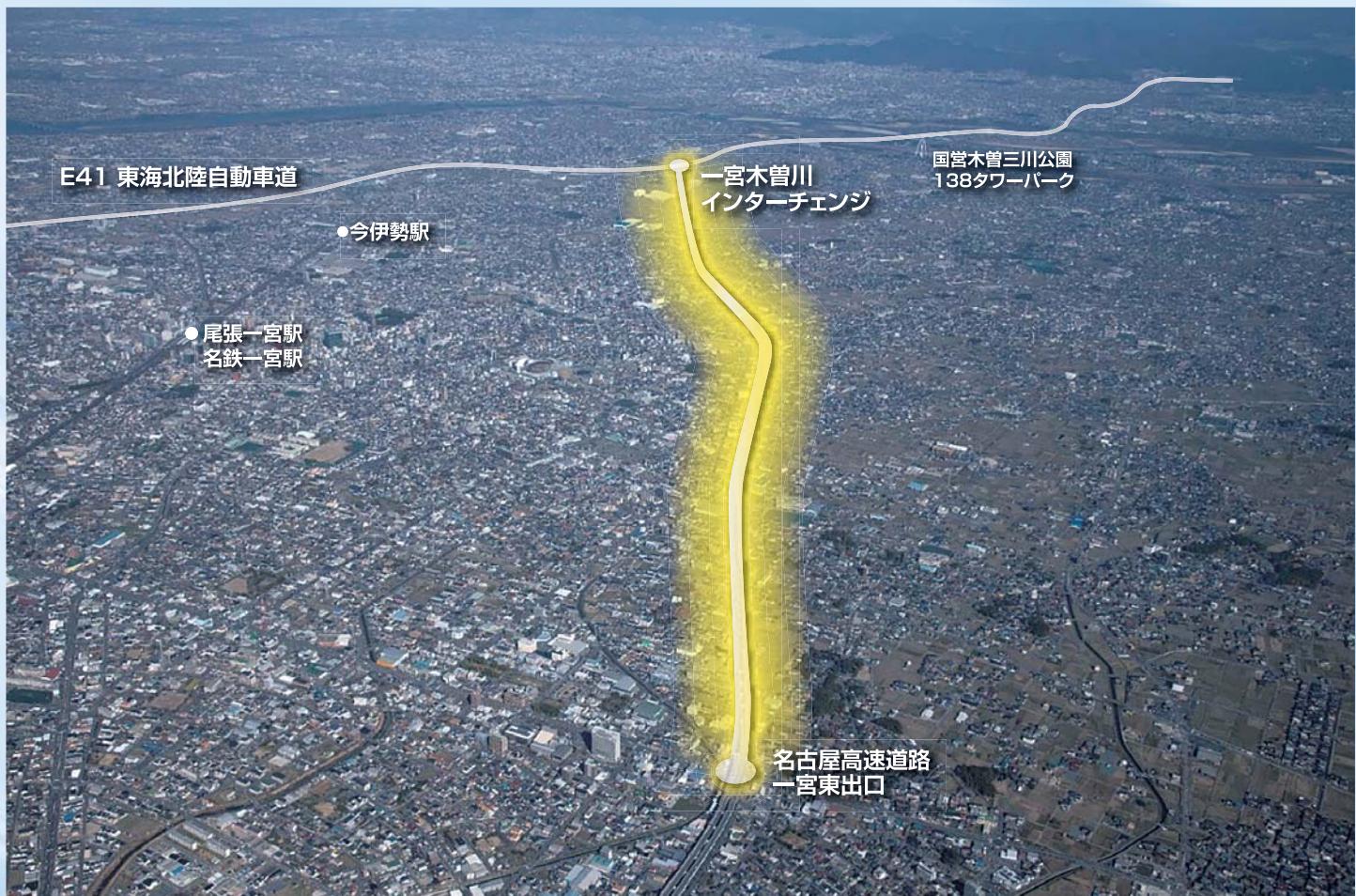
(仮称)

名岐道路

(一宮 ~ 一宮木曽川)

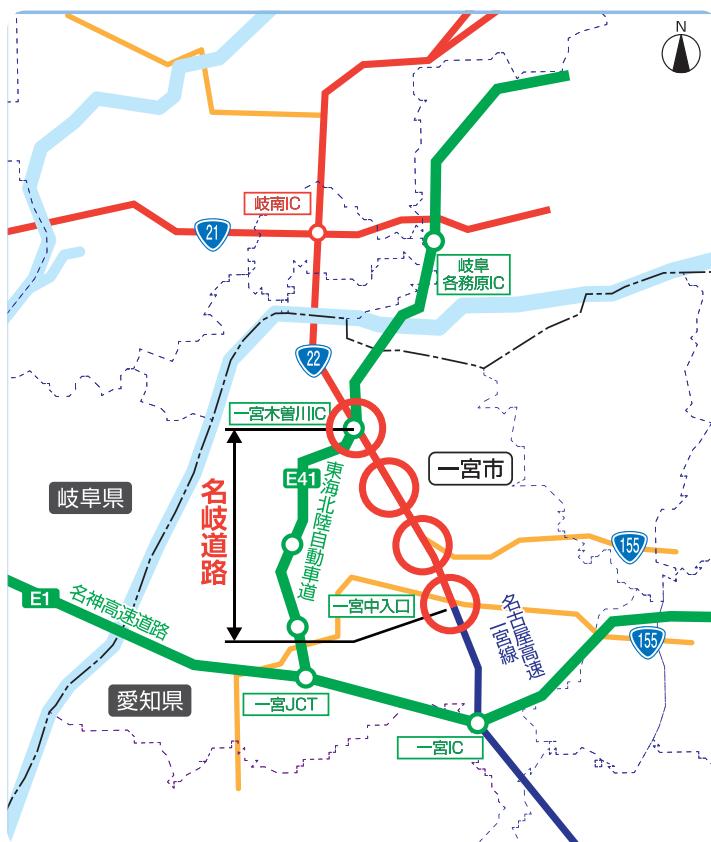


環境影響評価方法書のあらまし



はじめに

- 名岐道路は、国道22号の上に全線高架形式での整備を計画している自動車専用道路です。
- 一宮市の市街地にあたる名古屋高速一宮東出口から東海北陸自動車道一宮木曽川ICまでの延長約7.5kmを、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に定めるにあたり、都市計画決定権者（愛知県）が、都市計画の手続きとあわせて環境影響評価の手続きを行います。
- この「あらまし」は、「環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのか」という内容を記載した「環境影響評価方法書」の概要を示したものです。



名岐道路の整備効果



広域幹線道路ネットワークの充実による 都市間の物流アクセス性向上・産業活性化支援

名古屋と岐阜地域間を結ぶ高速道路の移動距離が短くなるとともに時間信頼性が向上し、多様な産業の連携・創出などに寄与します。



国道22号等の交通の円滑化

朝夕を中心とした国道22号や交差道路等の渋滞が緩和し走行速度が向上するなど、一宮市街地部の交通環境の改善に寄与します。



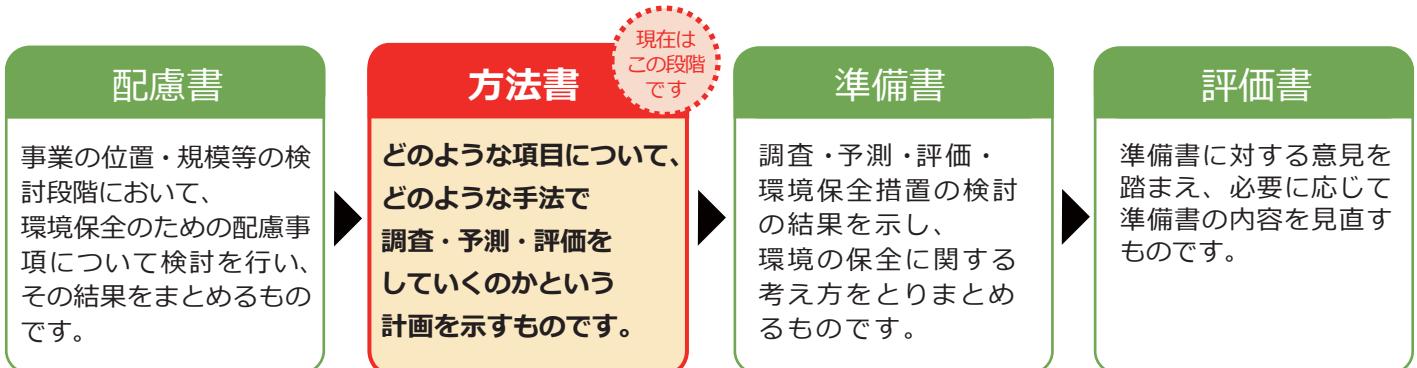
国道22号等の交通安全の確保

国道22号や交差道路の交通事故件数が減少し、交通安全に寄与します。

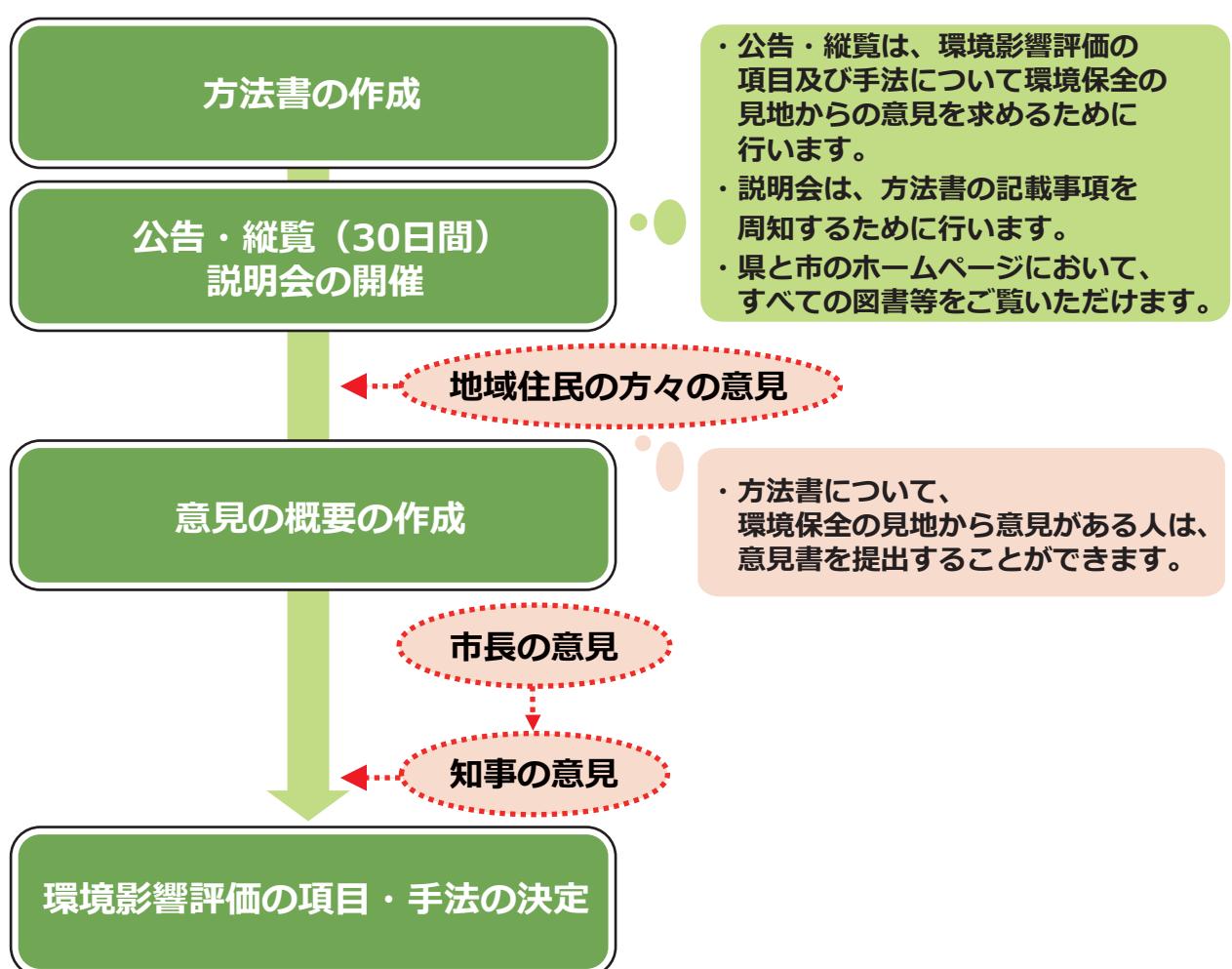
環境影響評価（環境アセスメント）とは

- 事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民の方々、地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画（都市計画）を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価に関する図書

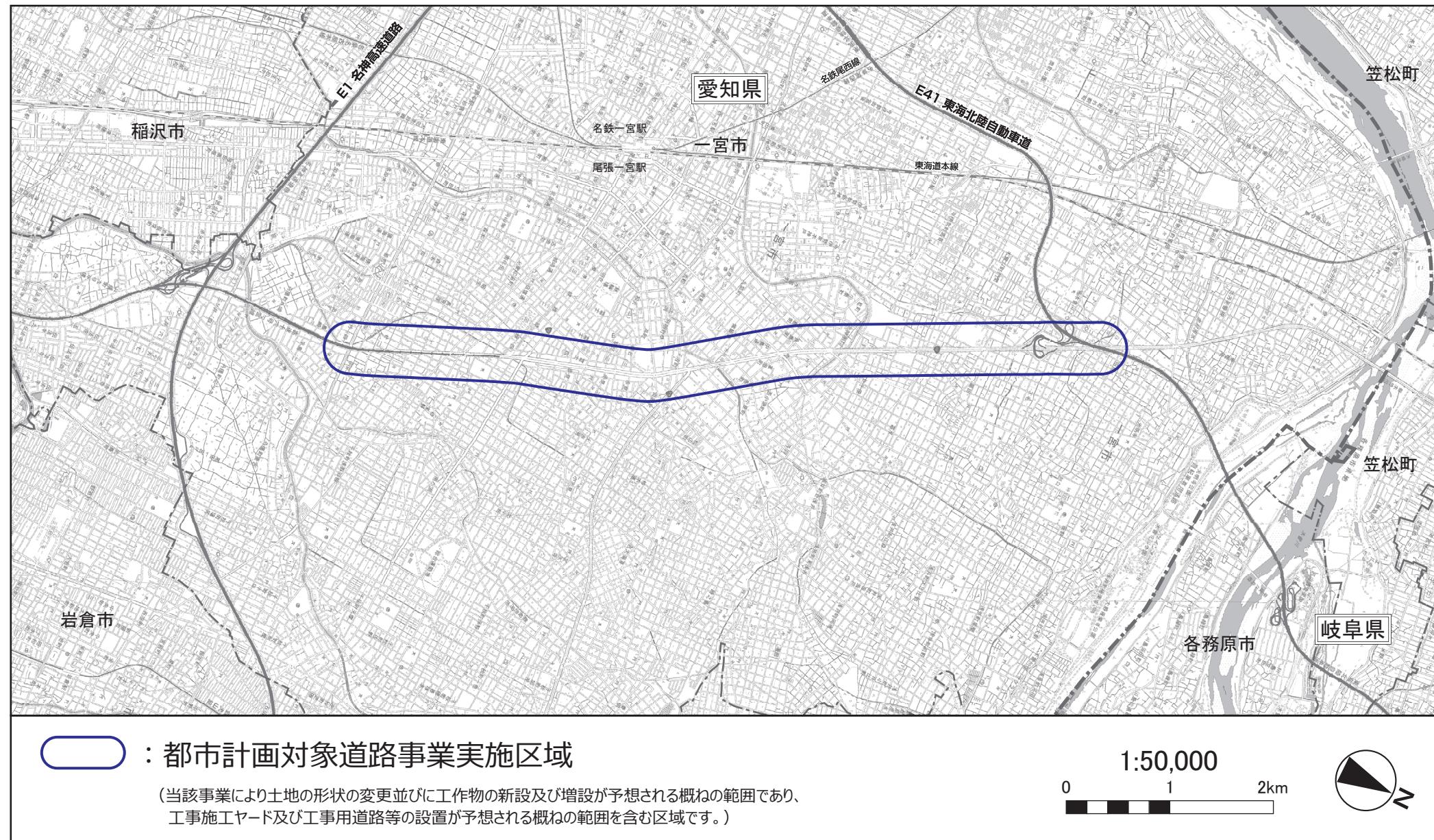


環境影響評価の項目・手法の決定までの流れ





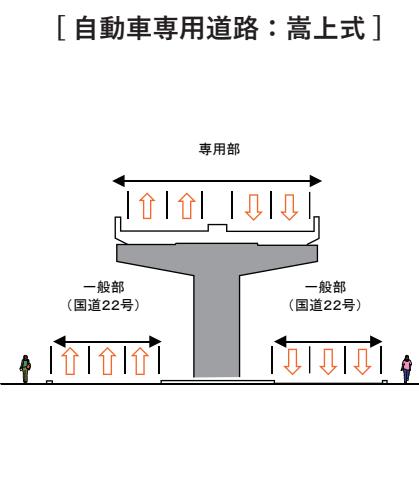
都市計画対象道路事業実施区域 位置図



都市計画対象道路事業の概要（事業特性）

都市計画対象道路事業の名称	(仮称) 名岐道路（一宮～一宮木曽川）
都市計画決定権者の名称	愛知県
種類	指定都市高速道路または一般国道の改築
事業実施区域の位置	上記「位置図」に示すとおり
規模	延長：約7.5km
車線の数	4車線
設計速度	80km/h
基本的な構造	右図に示すとおり

名岐道路（一宮～一宮木曽川）
の基本的な構造（標準的な断面図）



地域の概要（調査区域の地域特性）

- 事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況及び社会的状況について、既存の文献等を調査しました。

自然的状況
大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、すべての観測局で環境基準を達成しています。
騒音の面的評価結果については、39.7～100%の環境基準達成率となっています。
振動については、全ての測定地点において、要請限度を下回っています。
周囲では、環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要種などが、動物では142種、植物では205種確認されています。

社会的状況
周囲の土地利用現況としては、建物用地が広範囲を占めており、一部田や畠が存在しています。
「環境配慮が特に必要な施設」としては、中学校や幼稚園、福祉施設などが存在しています。

環境影響評価の項目

- 名岐道路（一宮～一宮木曽川）に係る環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を踏まえて以下の通り選定しました。

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		
		建設機械の稼働	用いる車両及び機械の運行運搬に	既切土工等又は作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路(地表式又は掘割式)の存在	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	○	○						○
	粉じん等	○	○						
	騒音	○	○						○
	振動	○	○						○
	低周波音								○
	水質(水の濁り)				○				
	日照阻害							○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物 (重要な種及び注目すべき生息地)				○		○		
	植物 (重要な種及び群落)				○		○		
	生態系 (地域を特徴づける生態系)				○		○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観 (主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)							○	
	人と自然との触れ合いの活動の場 (主要な人と自然とのふれあいの活動の場)							○	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		○					○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等(建設工事に伴う副産物)			○					
	温室効果ガス等	○							

注 1) ○: 選定した項目

注 2) この表は、国土交通省令、県条例などに基づき、作成しています。

調査・予測の手法

- 環境影響評価の項目ごとの調査・予測の手法の概要は、次のとおりです。
- 調査地点は、環境影響評価の項目ごとに、予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を選定します。

環境要素	調査の手法 (調査項目・現地調査手法)	予測の手法等	影響要因
二酸化窒素 浮遊粒子状物質	■大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） ：大気の汚染に係る環境基準に規定される測定方法等 ■気象の状況：地上気象観測指針に示される観測方法 ■道路の状況：計測機器を用いた計測等	拡散式を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値を予測	工事の実施 道路の供用
粉じん等	■騒音の状況（騒音レベル） ：騒音に係る環境基準に規定される測定方法等 ■道路の状況（交通量、走行速度等） ：計測機器を用いた計測等 ■沿道の状況等：現地踏査による目視	事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測	工事の実施 道路の供用
騒音	■騒音の状況（騒音レベル） ：騒音に係る環境基準に規定される測定方法等 ■道路の状況（交通量、走行速度等） ：計測機器を用いた計測等 ■沿道の状況等：現地踏査による目視	音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、騒音レベルを予測	工事の実施 道路の供用
振動	■振動の状況（振動レベル） ：振動規制法施行規則に規定される測定方法 ■道路の状況（交通量・走行速度等） ：計測機器を用いた計測等 ■地盤の状況（地盤卓越振動数等） ：大型車単独走行時の地盤振動の周波数分析等	事例の引用又は解析等により得られた予測式を用いて、振動レベルを予測	工事の実施 道路の供用
低周波音	■低周波音の状況 ：低周波音の測定に関するマニュアル等を参考とした方法 ■住居等の位置：現地踏査による目視	既存調査結果より導かれた予測式を用いて、低周波音圧レベルを予測	道路の供用
水質（水の濁り）	■水質の状況（浮遊物質量の濃度、濁度） ：水質汚濁に係る環境基準に規定される測定方法等 ■水象の状況（流量、流速） ：水質調査等に規定される方法等	類似事例を用いて推定する方法により水の濁りの程度を予測	工事の実施
日照阻害	■土地利用及び地形の状況：現地踏査による目視	等時間の日影線を描いた日影図を作成することにより、高架構造物による日影の程度を予測	道路の存在
動物 (重要な種及び注目すべき生息地)	■動物相及び重要な種等の状況 ：個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、個体の採取等の各動物に応じた方法等	重要な種等の生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
植物 (重要な種及び群落)	■植物相及び重要な種等の状況 ：個体の目視や採取等の方法等	重要な種等の生育地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生育に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
生態系 (地域を特徴づける生態系)	■動植物その他の自然環境に係る概況及び地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ：「動物」「植物」に同じ	注目種・群集の生息・生育基盤の消失・縮小する区間、移動経路が分断される区間及びその程度を把握し、地域を特徴づける生態系等に及ぼす影響の程度を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
景観 (主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)	■主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の状況 ：写真撮影等	主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及びその程度を、フォトモンタージュ法等により眺望景観の変化の程度を予測	道路の存在
人と自然との触れ合いの活動の場 (主要な人と自然との触れ合いの活動の場)	■主要な自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況等 ：写真撮影等	主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域の重ね合わせにより、改変の位置及びその程度、利用性の変化、快適性の変化等を予測	道路の存在
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	■主要な地域の歴史的文化的環境の状況 ：既存資料を補完する必要がある場合には、現地踏査による目視	地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、改変の位置及び程度を予測	工事の実施 道路の存在
廃棄物等 (建設工事に伴う副産物)	（既存資料調査を基本とする）	事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測	工事の実施
温室効果ガス等	（既存資料調査を基本とする）	温室効果ガス（CO ₂ ）の発生状況を予測	工事の実施

評価の手法

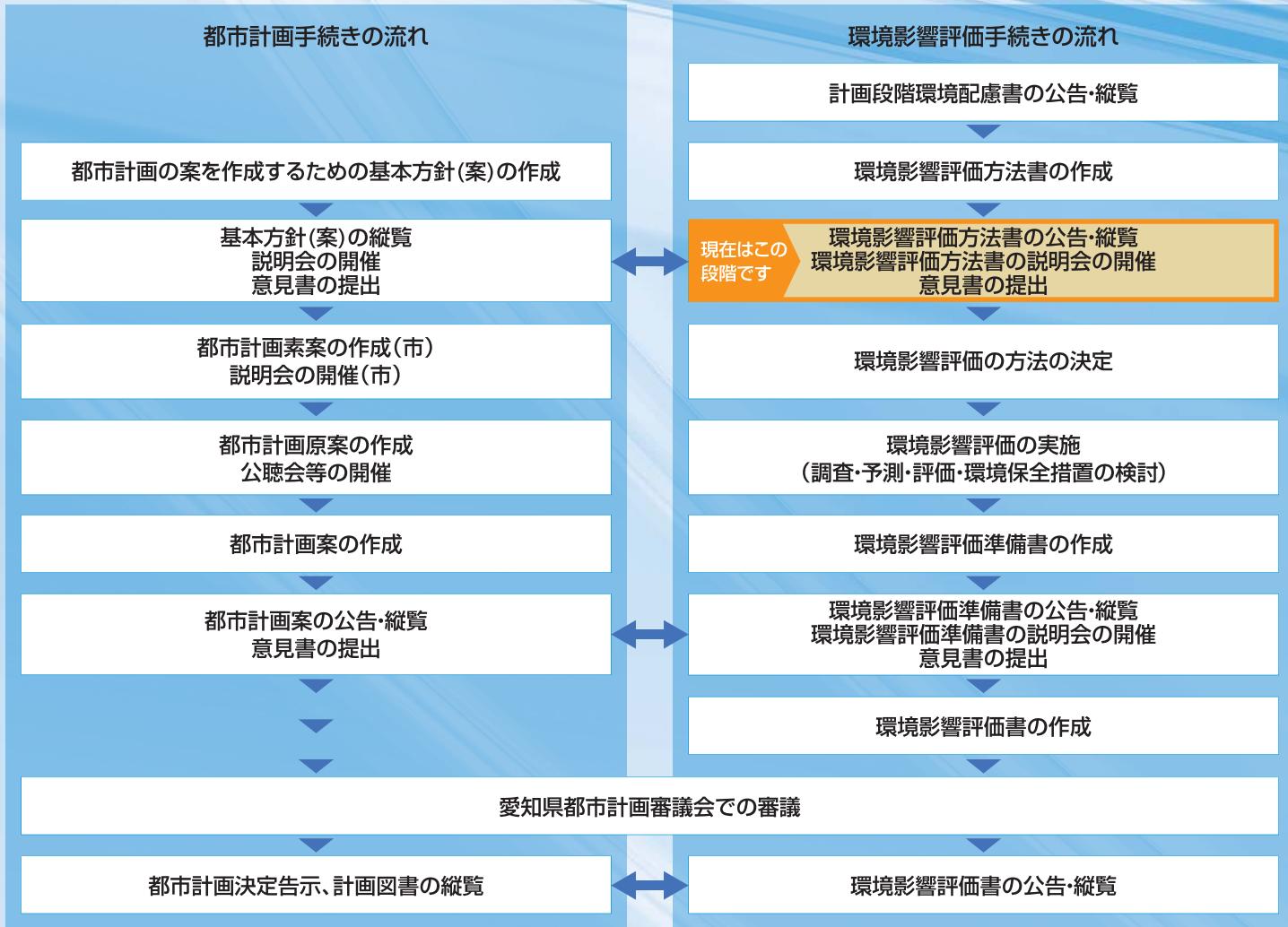
●回避又は低減に係る評価

事業を行った場合の環境への影響について、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全への配慮が適正になされているかどうかについて評価します。

●基準又は目標との整合

法令等で定められている基準又は目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。

都市計画手続き 及び 環境影響評価手続きの流れ



「環境影響評価方法書」の縦覧について

- **縦覧期間**：令和3年2月12日(金)～3月12日(金)[土曜・日曜及び祝日を除く]
 - **縦覧場所**：愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課(午前8時45分～午後5時30分)
一宮市まちづくり部都市計画課(午前8時30分～午後5時15分)
 - **インターネットによる公表**：県都市計画課ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>
[ホームページ上では縦覧期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日縦覧可能です]

「意見書」の提出について

方法書について、環境保全の見地から意見書を提出することができます。

- **提出期限**：令和3年3月26日(金)必着
(〒460-8501 住所不要)
 - **提出先**：愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課
 - **記載が必要な事項**：
 - ・愛知県知事宛てであること
 - ・日付、意見書を提出する方法書の名称(右記載例参照)
 - ・住所、氏名、及び意見
 - ・方法書についての環境保全の見地からの意見
※意見書は意見の理由を含めて日本語で記載してください。
 - **その他**：
様式、その他詳細は県都市計画課のホームページで
ご確認ください。

＜章見書の記載例＞



愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2
TEL 052-961-2111(代表) 052-954-6515(ダイヤルイン)
ホームページ: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>